

船橋市工事監督要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市契約規則(平成26年船橋市規則第60号)第37条第1項に規定する工事に係る監督(以下「監督」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。

監督職員 船橋市契約規則第37条第1項の規定により監督を行う者で、総括監督員、主任監督員及び監督員をいう。

部長 工事主管課の属する部の長をいう。

工事主管課 工事の設計及び監督を主管する課をいう。

(監督)

第3条 部長は、船橋市契約規則第37条第1項の規定により監督を職員に命ずる場合は当該工事主管課の職員から指定する。

(監督職員となるべき職員)

第4条 監督職員は、次の各号に掲げる者とする。

総括監督員 当該工事主管課の長(以下「工事主管課長」という。)とする。

主任監督員 係長又はこれに相当する職以上の者とする。

監督員 工事を担当する者とする。

- 2 部長は、前項の規定にかかわらず、工事の規模及び技術的条件を勘案し、必要がないと認めるときは、主任監督員又は監督員を置かないことができる。
- 3 前項の規定により、主任監督員を置かない場合における監督員は主任監督員業務を、監督員を置かない場合における主任監督員は監督員の業務を、それぞれあわせて担当するものとする。

(指揮監督)

第5条 総括監督員は、部長の命を受け、主任監督員及び監督員を指揮監督する。

- 2 主任監督員は、総括監督員の命を受け、監督に係る事務を処理し、監督員を指揮監督する。

(監督職員の責務)

第6条 監督職員は、厳正かつ公平に監督を行うとともに、受注者と協力して地元関係者との間において紛争が生じないように配慮しなければならない。

- 2 監督職員は、監督の実施にあたっては、受注者の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督の実施により知り得た受注者の業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。

(受注者への通知)

第7条 部長は、監督職員を置いたときは、監督職員通知書（第1号様式）により受注者に通知しなければならない。

2 部長は、監督職員を変更したときは、監督職員変更通知書（第2号様式）により受注者に通知しなければならない。

（書類の整理、保管）

第8条 監督員は、工事関係図書等を整理し、保管しなければならない。

（受注者への指示）

第9条 監督職員は、受注者に対し、指示、承諾、協議、提出又は通知する場合は、書面（工事打合せ簿等）に記録しなければならない。

2 指示する工事内容が重要な事項又は重要な変更に係る事項の場合は、あらかじめ総括監督員の決裁を受けなければならない。ただし、災害防止等緊急やむを得ない場合は、臨機に指示した後、速やかに総括監督員に報告するものとする。

（施工体制の点検）

第10条 監督職員は、別に定める施工体制等点検表により施工体制を点検し、改善すべき事項があると認められた場合は、速やかに措置を講ずるものとする。

（各種施策の推進）

第11条 監督職員は、公共工事コスト縮減、公共工事の安全、建設副産物のリサイクル、V E等、各種施策を積極的に推進するとともに、所定の書類を作成し、又は報告書等の提出を行わなければならない。

（監督の業務）

第12条 監督は、別に定める監督基準に従い実施するものとする。

（監督職員の引継ぎ）

第13条 監督職員を変更するときは、前任の監督職員は、後任の監督職員にその事務を速やかに引継ぐものとする。

（監督業務の委託）

第14条 部長は、市の監督職員以外の者に監督業務を委託する場合は、この要領を準用し、監督業務を適正に行わせるものとする。

（監督職員の職務代理者）

第15条 監督職員に事故があるときは、次の各号に掲げる者がその職務を行うことができる。

(1) 総括監督員の職務代理者は、当該工事主管課の課長補佐又はこれに相当する職以上の者としてすることができる。

(2) 主任監督員の職務代理者は、当該工事の監督員としてすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際、現に施工中の工事の監督については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 19 年 8 月 10 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に施工中の工事の監督については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 27 年 4 月 24 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に施工中の工事の監督については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に施工中の工事の監督については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第7条第1項関係）

船 号 外
令和 年 月 日

（契約の相手方）

住所

氏名 様

船橋市長

（公印省略）

監督職員通知書

令和 年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第9条の規定及び船橋市工事監督要領第7条の規定により、下記のとおり監督職員を通知する。

記

1. 工事名

2. 工事場所

3. 所属

4. 監督職員

総括監督員・職氏名

主任監督員・職氏名

監督員 ・ 職氏名

第2号様式（第7条第2項関係）

船 号 外
令和 年 月 日

（契約の相手方）

住所

氏名 様

船橋市長

（公印省略）

監 督 職 員 変 更 通 知 書

令和 年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、下記のとおり監督職員を変更したので通知する。

記

1. 工 事 名

2. 工事場所

3. 所 属

4. 変更監督職員

総括監督員・職氏名

主任監督員・職氏名

監督員 ・ 職氏名